

2020(令和2)年度 税制改正大綱決定

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は2020年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2019.12.20)。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、持続的な経済成長の実現に向けて、①オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置、②連結納税制度の抜本的な見直し、③ひとり親家庭の子どもに対する公平な税制、④NISA(少額投資非課税)制度の見直しを行いました。
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得課税

1. 金融・証券税制

〈ポイント整理!〉

- NISA制度の見直し・延長
 - ・ つみたてNISAを5年延長する(2023年まで20年の積立期間を確保)。
 - ・ 一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
 - ・ ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了する。
- エンジェル税制の見直し
 - ・ 法定の項目に抛らず「成長性」を確認し、都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に、認定クラウドファンディング業者を追加する。
 - ・ 投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、設立後3年以上5年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業を追加する。

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長する。
- ② 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。
 - イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定(仮称)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定累積投資勘定(仮称)に係る株式投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。)については、所得税及び個人住民税を課さない。
 - ロ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定(仮称)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間にその特定累積投資勘定(仮称)に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
 - ハ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定(仮称)を設けた

日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。

ニ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間にその特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ホ 特定非課税累積投資契約（仮称）とは、上記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

（イ）公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年から令和10年までの各年のうち現行の累積投資勘定が設定される年以外の年に設けられるものをいう。）において行うこと。

（ロ）当該特定累積投資勘定（仮称）は、当該居住者等から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられること。

（ハ）当該特定累積投資勘定（仮称）は、原則としてその勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。

（ニ）当該特定累積投資勘定（仮称）には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲げる公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。

a その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が20万円（下記（ヘ）bに掲げる移管がされる上場株式等のその移管の時における価額（時価）が102万円を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの

b その特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

（注）特定累積投資勘定（仮称）に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘定を設けた日の属する年の1月1日以後5年を経過した日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額により移管することができることとする。

（ホ）上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される上場株式等を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定（仮称）と同時に設けられるものをいう。）において行うこと。

（ヘ）当該特定非課税管理勘定（仮称）には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

a その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が102万円（bに掲げる移管がされる上場株式等がある場合には、その移管の時におけるその上場株式等の価額（時価）を控除した金額）を超えないもの

（注1）上記の「特定上場株式等」とは、その居住者等の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める上場株式等をいう。

（a）（b）に掲げる者以外の者 上場株式等（その上場株式等を上場している取引所から整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びその投資信託約款又は投資法人規約において一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているものを除く。）

（b）令和6年1月1日前に非課税口座を開設していた者又は同日前に上場株式等の取引を行ったことのある者のうち、その者の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し特定累積投資勘定（仮称）に公募等株式投資信託を受け入れないことを届け出た者 上場株式（その上場株式を上場している取引所から整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものを除く。）

（注2）上記（注1）（a）に掲げる者は、その年分の特定累積投資勘定（仮称）において、6月以内に公募等株式投資信託の受益権を受け入れている場合に限り、特定上場株式等の受入れをすることができることとする。

b その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定（仮称）又はその者の未成年者口座の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から移管がされる上場株式等

c その特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等

（ト）その他一定の事項

ヘ 令和5年12月31日に令和5年分の非課税管理勘定を設定している居住者等については、令和6年1月1

日において、その勘定に係る非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）及び特定非課税管理勘定（仮称）が設けられることとする等の所要の措置を講ずる。

- ③ 非課税適用確認書の交付申請を令和3年4月1日以後はできないこととし、新規の非課税口座開設手続を簡易開設手続に一本化する。

（注）令和3年4月1日前の交付申請により取得した非課税適用確認書について、所要の経過措置を講ずる。

- ④ 次に掲げる書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする。

- イ 金融商品取引業者等変更届出書
- ロ 非課税口座廃止届出書
- ハ 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書
- ニ 非課税口座移管依頼書
- ホ 非課税口座開設者死亡届出書

（2）未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、次の措置を講ずる。

- ① 未成年者口座開設可能期間は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとする。

- ② 次に掲げる書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする。

- イ 未成年者口座廃止届出書
- ロ 出国移管依頼書
- ハ 未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書
- ニ 未成年者出国届出書
- ホ 未成年者口座移管依頼書
- ヘ 未成年者口座開設者死亡届出書

（3）エンジェル税制について、次の措置を講ずる。

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となる特定中小会社の範囲に、内国法人のうち設立後10年未満の中小企業者に該当するもので金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う同法の規定による登録を受けた者を通じて投資されることその他一定の要件を満たす株式会社を加える。

ロ 適用対象となる特定中小会社のうち、中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者（以下「特定新規中小企業者」という。）に該当する株式会社及び内国法人のうち設立後10年未満の中小企業者に該当するもので投資事業有限責任組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資されることその他一定の要件を満たす株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、都道府県知事又は投資事業有限責任組合へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

- （イ）定款
- （ロ）事業報告書
- （ハ）法人税の確定申告書に添付された別表二の写し
- （ニ）組織図

- ② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となる特定新規中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える。

（イ）設立後3年以上5年未満の特定新規中小企業者に該当する株式会社であって、次に掲げる要件を満たすもの

- a 前事業年度までの営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であること。
- b 前事業年度の試験研究費等の収入金額に対する割合（以下「試験研究費等割合」という。）が5%を超えること。
- c 払込みにより当該株式会社の株式の取得をする者と投資契約を締結する株式会社であること。

（ロ）内国法人のうち、設立後5年未満の中小企業者に該当するもので、投資事業有限責任組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資されること、設立後1年以上の中小企業者に該当する株式会社（設立後1年未満かつ最初の事業年度が

終了しているものを含む。) にあつては前事業年度までの営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であることその他一定の要件を満たす株式会社

(ハ) 内国法人のうち、設立後5年未満の中小企業者に該当するもので、金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う同法の規定による登録を受けた者を通じて投資されること、設立後1年以上の中小企業者に該当する株式会社(設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了しているものを含む。) にあつては前事業年度までの営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であることその他一定の要件を満たす株式会社

ロ 適用対象となる設立後1年以上3年未満の特定新規中小企業者(設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了しているものを含む。) について、試験研究費等割合の要件を5%超(現行:3%超)に引き上げることとする。

ハ 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

ニ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

ホ 所要の経過措置等を講じた上、令和3年1月1日以後は控除対象限度額を800万円(現行:1,000万円)に引き下げることとする。

ヘ 適用対象となる特定新規中小会社(特定新規中小企業者に該当する株式会社並びに上記ハ及びニの株式会社に限る。) に係る確認手続において、次に掲げる書類(上記ハ及びニの株式会社にあつては(イ)、(ハ)及び(二)に掲げる書類に限る。) については、都道府県知事、国家戦略特別区域担当大臣又は認定地方公共団体へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

(イ) 定款

(ロ) 事業報告書

(ハ) 法人税の確定申告書に添付された別表二の写し

(二) 組織図

2. 土地・住宅税制

<ポイント整理!>

● 低未利用地の活用促進

・保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。

・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利(以下「低未利用土地等」という。) であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡(その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものを除く。) を土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合(譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。) には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円(当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額) を控除することができることとする。

3. 租税特別措置等

<ポイント整理!>

● 国立大学法人等に対する個人寄附の促進

・国立大学法人等への個人寄附について、その寄附収入がイノベーティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できることとする。

・公益法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

① 特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人

国立高等専門学校機構のうちいわゆるパブリック・サポート・テスト要件及び情報公開に関する要件を満たすものに対する寄附金であって、その寄附金が学生又は不安定な雇用状態である研究者に対する研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業（以下「研究等支援事業」という。）に充てられることが確実なものとして次に掲げる要件を満たすことを所管庁が確認したものを加える。

イ 各法人が当該寄附金を研究等支援事業のための独立した基金（以下「研究等支援事業基金」という。）を設けて管理し、他の財源と区分して経理していること。

ロ 研究等支援事業基金からの使途が各法人の行う次に掲げる事業（学生又は一定の研究者を対象とするものに限る。）に限定されていること。

（イ）学生又は一定の研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、当該学生又は一定の研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

（ロ）論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

（ハ）大学院に在学する学生又は一定の研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

ハ 各法人は事業年度終了後3月以内に研究等支援事業基金への受入額、研究等支援事業基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること。

- ② 適用対象となる学校法人等が閲覧対象とすべき書類の範囲に、役員に対する報酬等の支給の基準その他一定の書類を加える。
- ③ いわゆるパブリック・サポート・テスト要件について、総収入金額及び受け入れた寄附金の額の総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額を除外する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

4. その他

<ポイント整理！>

- 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し
 - ・未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。
 - ・寡婦（夫）控除について、
 - ①寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得 500 万円（年収 678 万円））を設ける。
 - ②住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者を対象外とする。
 - ③ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27 万円⇒35 万円、個人住民税：26 万円⇒30 万円）
- 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
 - ・所得要件（38 万円未満）が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和 5 年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認できる者を除く 30 歳以上 70 歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする。
 - （※）個人住民税についても同様とする。
- 私的年金等に関する公平な税制のあり方
 - ・私的年金等について、以下の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - ①DC（企業型・個人型）等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
 - ②中小企業向け制度（簡易型 DC・iDeCo プラス）の対象範囲の拡大
 - ③企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和
 - ④ポータビリティの改善
- 森林環境譲与税の見直し
 - ・令和 2 年度から令和 6 年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる。

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ 居住者が、現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすもの（寡婦又は寡夫である者を除く。）である場合には、その者のその年分の総所得金額等から 35 万円を控除する。

（イ）その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。）を有すること。

（ロ）合計所得金額が 500 万円以下であること。

（ハ）次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

ロ 上記イの控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 2 年分以後の所得税について適用する。なお、給与所得者については令和 2 年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

② 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦（寡夫）控除について、次の見直しを行う。

イ 扶養親族その他その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。）を有する寡婦の要件に、合計所得金額が 500 万円以下であることを加える。

ロ 寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことを加える。

（イ）その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

（ロ）その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

ハ 現行の寡婦控除の特例を廃止する。

ニ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。）を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を 35 万円に引き上げる。

ホ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は令和 2 年分以後の所得税について適用するほか、所要の経過措置を講ずる。

（2）日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、次の措置を講ずる。

① 非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。

イ 留学により非居住者となった者

ロ 障害者

ハ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

② 年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって上記①イ又はハに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、上記①イ又はハに該当する者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

（注 1）上記①イに該当する者であることを明らかにする書類は外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類とし、上記①ハに該当する者であることを明らかにする書類は現行の送金関係書類でその送金額等が 38 万円以上であることを明らかにする書類とする。

（注 2）上記の改正は、令和 5 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和 5 年分以後の所得税について適用する。

（3）確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。

① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

イ 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とする。

- ロ 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び農業者年金制度の受給開始時期等の選択可能な範囲を拡大する。
 - ハ 確定拠出年金法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度について、これらの制度が実施可能な事業主の範囲を拡大する。
 - ニ 企業型確定拠出年金加入者について、企業型確定拠出年金の規約の定めなしに個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。
 - ホ 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

(4) 森林環境譲与税について、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、次の措置を講ずる。

- ① 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額は次のとおりとする。

年 度	譲与額
令和2年度及び令和3年度	400億円
令和4年度及び令和5年度	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

(注) 各年度の森林環境譲与税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金は充てないこととする。

- ② 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

年 度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

- ③ 令和元年度の森林環境譲与税の譲与に充てた借入金の償還金及び利子の支払に要する費用について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

■ 資産課税

1. 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

<ポイント整理！>

● 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・ 土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。
- ・ 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。

- ・ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置を講ずる。

(1) 現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死

亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。

（注1）固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

（注2）上記の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

（2）使用者を所有者とみなす制度の拡大

① 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。

（注）上記の「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査とする。

② ①により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

■ 法人課税

1. イノベーション強化に向けた取組み

＜ポイント整理！＞

● オープンイノベーションに係る措置

・事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間（5年）内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

● 投資や賃上げを促す措置

・収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の30%超（現行：10%超）とする。

・大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（現行：90%以上）とする。

（1）オープンイノベーションに係る措置の創設

（注）中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置については後掲。

・青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」という。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

（注1）上記の「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

（注2）上記の「特定株式」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。

- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
- ③ その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

（注3）次に掲げる場合は、特別勘定の取崩し事由に該当する。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

（2）大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、当期償却費総額の30%を超えることとする。
- ② 本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（仮称）の税額控除を加える。

（3）給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとする（所得税についても同様とする。）。

2. 5G（第5世代移動通信システム）

<ポイント整理！>

● 5G 導入促進税制

・ 超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備、及び、ローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除15%、又は、特別償却30%ができる措置を創設する。

・ 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う同法の「認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）」に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

（注1）上記の「一定のシステム導入」とは、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム（仮称）の導入で、その早期の普及を促すものであつてその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいう。

（注2）上記の「特定高度情報通信用認定等設備」とは、その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいう。

3. 連結納税制度の見直し

<ポイント整理！>

● 連結納税制度の見直し

- ・ 連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。(グループ通算制度への移行)
- ・ 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずる。

- ・ 連結納税制度を見直し、次のグループ通算制度へ移行する。

(1) グループ通算制度の基本的な仕組み

- ① 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。
- ② 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。
- ③ グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。

(2) 所得金額及び法人税額の計算

① 損益通算

イ 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

ロ グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記イの所得の金額又は欠損金額とみなして上記イの損金算入又は益金算入の計算をする。

② 欠損金の通算

イ 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。

ロ 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。

ハ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額(欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。)で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。

- ③ 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しないことができる。

- ④ 通算グループ内の全ての法人について、期限内申告における所得の金額が零又は欠損金額がある等の要件に該当するときは、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しない。

⑤ 利益・損失の二重計上の防止

投資簿価修正制度を次の制度に改組する。

イ 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。

ロ 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。

ハ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。

(注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記イからハまでを適用しない。

⑥ 税率

税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年

800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。

(3) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入及び通算グループからの離脱

- ① グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、基本的に連結納税制度と同様とする。
- ② グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人を次の法人とする。
 - イ 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人
 - (イ) 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人
 - (ロ) いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人
 - ロ 加入時の時価評価課税の対象外となる法人
 - (イ) 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
 - (ロ) 通算グループ内の新設法人
 - (ハ) 適格組織再編成と同様の要件として次の要件（加入の直前に支配関係がある場合には、aからcまでの要件）の全てに該当する法人
 - a 親法人との間の完全支配関係の継続要件
 - b 当該法人の従業者継続要件
 - c 当該法人の主要事業継続要件
 - d 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 - e 上記dの各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
- ③ 上記②イ又はロの法人以外の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金を切り捨てる。
- ④ 上記②イ又はロの法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の含み損等について、次のとおり、支配関係発生から5年経過日と開始又は加入から3年経過日とのいずれか早い日まで、制限を行う。
 - イ 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金及び支配関係発生前から有する資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有する資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。
 - ロ 原価及び費用の額の合計額のうちに占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金（その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金をいう。以下同じ。）とする。
 - ハ 上記イ又はロのいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。
- ⑤ 次の法人については、上記④の対象外とする。
 - イ 親法人との間（親法人にあつては、いずれかの子法人との間。ロにおいて同じ。）に支配関係が5年超ある法人
 - ロ 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次の法人
 - (イ) 加入の直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記②ロ（ハ）に該当するもの
 - (ロ) 開始又は加入の直前に親法人との間に支配関係がある法人で次の要件の全てに該当するもの
 - a 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 - b 上記aの各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
 - c 当該法人の上記aの主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又は特定役員継続要件
 - (ハ) 非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの
- ⑥ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金（現行：特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金）のうち上記③及び④により切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする。
- ⑦ 通算グループからの離脱
 - イ 連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めない。
 - ロ 通算グループから離脱した法人が主要な事業を継続することが見込まれていない場合等には、その有する

資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

(4) 各個別制度の取扱い

受取配当等の益金不算入等の個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、適切な仕組みとする。

(5) 租税回避行為の防止

グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記(2)③及び(3)②から⑦までの措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為防止規定を設ける。

(6) その他の整備

質問検査権、罰則等について連結納税制度と同様の措置を講ずる。

(7) グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し

① 受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。

イ 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。）とする。

ロ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内（現行：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う。

② 寄附金の損金不算入制度について、損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額を、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。

③ 貸倒引当金について、100%グループ内（現行：連結グループ内）の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。

④ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内（現行：連結グループ内）の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。

(8) 適用関係

・グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。また、連結納税制度からの移行に関する経過措置等を講ずる。

(9) 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

4. 地方創生の推進

<ポイント整理！>

● 地方拠点強化税制の見直し

・地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充する。

● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる。

(1) 地方拠点強化税制の見直し

① 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

② 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

イ 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件を廃止する。

ロ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額について、対象雇用者数から有期雇用又はパ

ートタイムである新規雇用者数を除外した上、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額とする。

(イ) 30万円(移転型事業にあっては、50万円)に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

(ロ) 20万円(移転型事業にあっては、40万円)に、地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。)を控除した数を乗じて計算した金額

(注) 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とする。

ハ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額を、40万円(現行：30万円)に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円(現行：20万円)に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額)に引き上げる。

③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち特定業務施設の整備に関する要件について、既存施設におけるオフィス環境の整備(事務機器の増設等)を特定業務施設の整備とみなす(所得税についても同様とする。)

(2) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

① 税額控除限度額を、支出した寄附金の額の合計額の40%(現行：20%)からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額(その支出した寄附金の額の合計額の10%を上限とする。)とする。

② 地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続の簡素化を行う。

③ 認定地方公共団体の受領する寄附金とその寄附金に関連するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業費を上回った場合の適正化措置が講じられることを前提に、認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象寄附金とする。

5. その他

<ポイント整理!>

● 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

・電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率等の見直しを行う。

・電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

① 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率を次のとおりとする。

イ 資本金1億円超の普通法人

収入割 0.75%

付加価値割 0.37%

資本割 0.15%

ロ 資本金1億円以下の普通法人等

収入割 0.75%

所得割 1.85%

② 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(注2)「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成22年4月1日総務都第16号総務大臣通知)において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

■ 消費課税

1. たばこ税の見直し

<ポイント整理!>

- たばこ税(国・地方)の見直し
 - ・紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。
 - ・たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階(令和2年10月・令和3年10月)で引き上げる。

- ・軽量の葉巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税方式について、次の見直しを行う。
 - ① 軽量の葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。)の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。
 - ② 上記の改正は、令和2年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、同日から令和3年9月30日までの間について、上記の改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とする経過措置を講ずる。

2. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

<ポイント整理!>

- 消費税の申告期限の延長
 - ・法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

- ・法人に係る消費税の確定申告書の提出期限について、次の措置を講ずる。
 - ① 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する。
 - ② その他所要の措置を講ずる。(注1) 上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。
(注2) 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付する。

3. その他

- 日本酒の輸出拡大に向けた取組み
 - ・日本酒輸出用の製造免許(最低製造数量要件の適用除外)を新たに設ける。

- ・酒類の製造免許等の制度について、次の見直しを行う。
 - ① 酒類の製造免許に係る最低製造数量基準について、輸出するために清酒を製造しようとする者が清酒の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準(現行:60kℓ)を適用しない。
(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る免許について適用する。
 - ② 酒類の製造免許等の承継制度について、酒類の製造免許等を承継することができる者の範囲に、事業譲渡によりその事業の全部を承継した者を加える。
(注) 上記の改正は、令和2年4月1日以後に行われる事業譲渡について適用する。

③ 酒類の製造免許等の申請書について、住民票の写しの添付を不要とする。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

■ 国際課税

1. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

<ポイント整理!>

● 国際的な租税回避・脱税への対応

- ・ 子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる等の見直しを行う。

(1) 法人が、特定関係子法人から受ける配当等の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む。以下「対象配当金額」という。）が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げることにする。

(注1) 上記の「特定関係子法人」とは、配当等の決議の日（以下「配当決議日」という。）において特定支配関係を有する他の法人をいう。

(注2) 上記の「特定支配関係」とは、一の者（一の者と特殊の関係のある者を含む。）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいう。

(注3) 上記の「益金不算入相当額」とは、受取配当益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額をいう。

(2) 次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外する。

- ① 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日（法人との間に特定支配関係を有することとなった日をいう。以下同じ。）までの間において、その発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人若しくは協同組合等又は居住者が有する場合の対象配当金額
- ② イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額がハに掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額
 - イ 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額
 - ロ 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額
 - ハ 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額
- ③ 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額
- ④ 対象配当金額が2,000万円を超えない場合におけるその対象配当金額

(3) 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる。

(4) その他所要の措置を講ずる。

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

<ポイント整理！>

● 電子帳簿保存制度の見直し

- ・ 電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなどの選択肢を拡大する。

・ 国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法を加える。

- イ 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
 - ロ 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法
- （注）上記の改正は、令和2年10月1日から施行する。

2. 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

<ポイント整理！>

● 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・ 新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が電子申告及び納入を行うことを可能とする。

・ 地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加し、特別徴収義務者がeLTAXを通じて電子で申告及び納入を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和3年10月1日以後に特別徴収義務者が行う個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の申告及び納入について適用する。

3. 国外財産調書制度等の見直し

<ポイント整理！>

● 国外財産調書制度等の見直し

- ・ 国外財産調書制度について、税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重することとする。
- ・ 国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更正・決定できることとする。

・ 国外財産調書制度等について、次の見直しを行う。

（1）相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載の柔軟化

相続の開始の日の属する年（以下「相続開始年」という。）の12月31日においてその有する国外財産に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という。）を記載しないで提出することができることとする。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定する（財産債務調書における相続財産（相続又は遺贈により取得した財産をいう。以下同じ。）についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用する。

（2）国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し

① 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置（以下「加算税の加重措置」という。）の適用対象に、相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等（修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定をいう。以下同じ。）があった場合を加える。

② 次のいずれかに該当する場合には、加算税の加重措置は適用しないこととする（財産債務調書における相続財産についても同様とする。）。

イ その年の12月31日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が提出基準額（5,000万円）を上回る国外財産（相続国外財産を除く。）を有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合

ロ その年の12月31日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合（記載不備の場合を含む。）

(3) 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し

相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書について、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定める国外財産調書とする（次の①については、財産債務調書における相続財産についても同様とする。）。

① 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置（以下「加算税の軽減措置」という。）次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書

ロ 相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

② 加算税の加重措置 上記①イからハまでに掲げる国外財産調書の全て

(注1) 上記(2)①の場合の加算税の加重措置は、上記①ハに掲げる国外財産調書の提出義務がない相続人については、適用しない。

(注2) 上記(1)により国外財産調書に記載しないことができる相続国外財産に係る所得税に関し修正申告等があった場合の加算税の加重措置は、相続開始年の年分については、適用しない。

(4) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設

国外財産を有する者が、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得することができるものと認められるもの（その電磁的記録又はその写しを含む。）の提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から60日を超えない範囲内においてその提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出をしなかったとき（その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における加算税の軽減措置及び加重措置の適用については、次のとおりとする。

① その国外財産に係る加算税の軽減措置は、適用しない。

② その国外財産に係る加算税の加重措置については、その加算する割合を10%（適用前加算割合：5%）とする。

(注) 上記②については、上記(2)②イ又はロに該当する場合には、その加算する割合を5%（適用前加算割合：なし）とする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(2)から(5)までの改正は、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

4. 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

・ 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限について、次の見直しを行う。

(1) 次の①に掲げる事由が生じた場合において、次の②に掲げる事由に基づいてする更正決定等について、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は、行うことができることとする。

① 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類（その電磁的記録又はその写しを含む。）

の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかったこと（納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

- ② 国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（その情報提供要請が更正決定等を行うことができないこととなる日の6月前の日以後にされた場合を除くものとし、その情報提供要請をした旨の納税者への通知が情報提供要請をした日から3月以内にされた場合に限る。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。

（注）上記の「国外取引」とは、非居住者又は外国法人との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（非居住者又は外国法人が提供する場を利用して行われる取引を含む。）をいう。

（2）上記（1）に併せて、国外取引等の課税に係る更正決定等により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備を行う。

（注）上記の改正は、令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

5. 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

<ポイント整理！>

- 利子税・還付加算金等の割合の引下げ
 - ・ 市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げる。
 - ※ 現行は貸出約定平均金利+1% → 見直し：貸出約定平均金利+0.5%

・ 利子税・還付加算金等の割合について、次の見直しを行う。

（1）利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。

- ① 次の②以外の利子税 その利子税特例基準割合
- ② 相続税及び贈与税に係る利子税 これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

（注）上記の「利子税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合（以下「平均貸付割合」という。）に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。

（2）納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とする。

（注1）上記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。

（注2）上記（2）以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とする。

（3）還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。

（注）上記の「還付加算金特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%（現行：年1%）の割合を加算した割合をいう。

（4）利子税・還付加算金等の割合について0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

■ 関税

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和2年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）、及び、特別緊急関税制度について、1年間（令和3年3月31日まで）適用期限の延長を行う。

2. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

・欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率（純トン数1トンまでごと）を次のとおりとする。

現 行	改正案
108 円 （とん税 48 円、特別とん税 60 円）	54 円 （とん税 24 円、特別とん税 30 円）

（注）上記の改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上